

**横浜市米軍施設
返還跡地利用行動計画**

**当初策定 平成 19 年 3 月
最近改定 平成 23 年 3 月**

横 浜 市

目 次

行動計画とは

1 策定の趣旨	1
2 行動計画の概要と改定	
(1) 位置づけ	1
(2) 対象施設	2
(3) 計画期間	2

全体行動計画

1 返還の実現	
(1) 返還要請行動	3
(2) 返還要請の考え方	3
(3) 返還に伴う課題への対応	4
2 跡地利用の具体化	
(1) 基本的な考え方	5
(2) 事業手法と事業主体の考え方	5
3 民間土地所有者等との協働	
(1) 民間土地所有者等の現状	6
(2) 協働のあり方	6
4 国への協力要請	
(1) 接収による影響	8
(2) 国への協力要請	8

施設別行動計画

1 施設別行動計画の当面の目標	9
2 各施設の現況と行動計画	
(1) 旧小柴貯油施設	10
(2) 旧富岡倉庫地区	12
(3) 深谷通信所	14
(4) 上瀬谷通信施設	16
(5) 根岸住宅地区	18
(6) 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地	20

資料

行動計画改定素案 市民意見募集結果	23
-------------------	----

行動計画とは

1 策定の趣旨

平成16年10月、日米合同委員会において、市内に所在する米軍施設のうち、6施設合計約376ヘクタールを対象とする返還と池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域への住宅等建設の方針が合意されました。さらに平成17年10月には、一部返還とされていた小柴貯油施設の陸地部分全域等の返還が合意され、市内米軍施設総面積約528ヘクタールの約8割にあたる、約419ヘクタールの返還が決まりました。

戦後、最大で約1,200ヘクタールにも及んだ横浜の接收は、市民生活に大きな影響を与え、とりわけ港湾施設や中心市街地の接收は、横浜の復興、再建を著しく遅らせることとなりました。戦後60年を経た今、今回の大規模返還跡地を、残された貴重な空間資源として、都市横浜の発展、市民の福祉増進のために有効活用していくなければなりません。

平成18年6月、市は米軍施設返還跡地の将来像を「米軍施設返還跡地利用指針」として定めました。その具体化にあたっては、市民の理解を得ながら、国や民間土地所有者をはじめとする関係者と実現に向けた協議を重ねていく必要があります。そこで、横浜市では今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るため、本行動計画を策定するものです。

2 行動計画の概要と改定

(1) 位置づけ

行動計画とは、米軍施設返還跡地の将来像を定めた「跡地利用指針」の具体化に向け、跡地利用実現までの本市の取組方針を明らかにしたものです。長期的な取組のなかで、本市の関連計画との整合を図りつつ、状況の変化も踏まえながら、適宜改定を加えていくものとしています。

このたび平成18年度の当初計画策定から4年が経過し、計画の達成状況や社会情勢の変動等を踏まえ、「横浜市中期4か年計画2010～2013」とも整合を図りながら、次の視点により改定を行います。

行動計画改定の3つの視点

これまでの取組の評価（成果・課題）を行い、今後の取組に反映します。

概ね4～5年後を当面の目標とします。

今後の行動プロセスを明確にします。

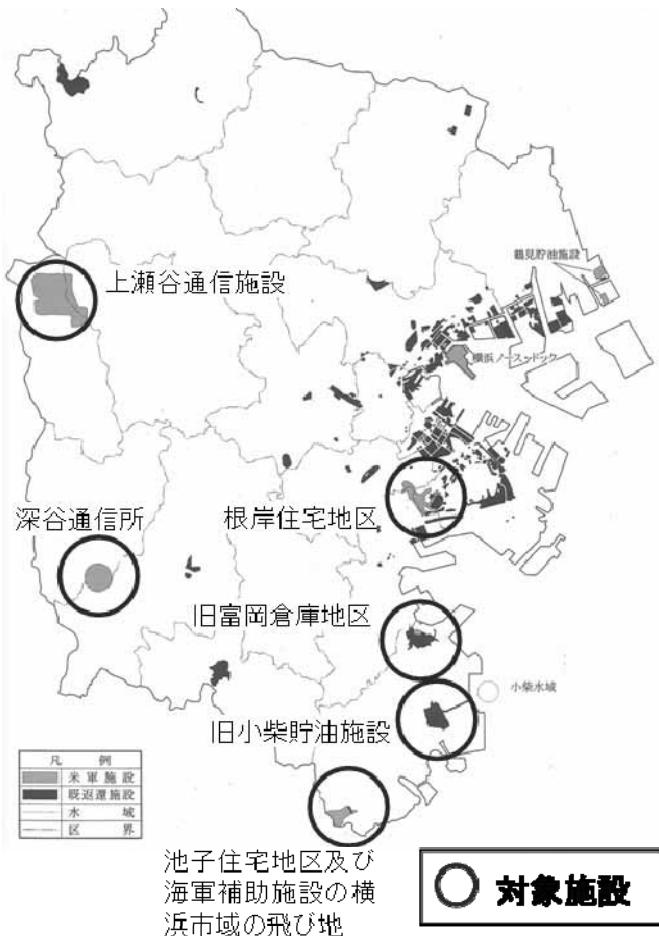
(2) 対象施設

平成16年に返還合意された旧小柴貯油施設（平成17年返還）、旧富岡倉庫地区（平成21年返還）、上瀬谷通信施設、深谷通信所、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の6施設を対象とします。

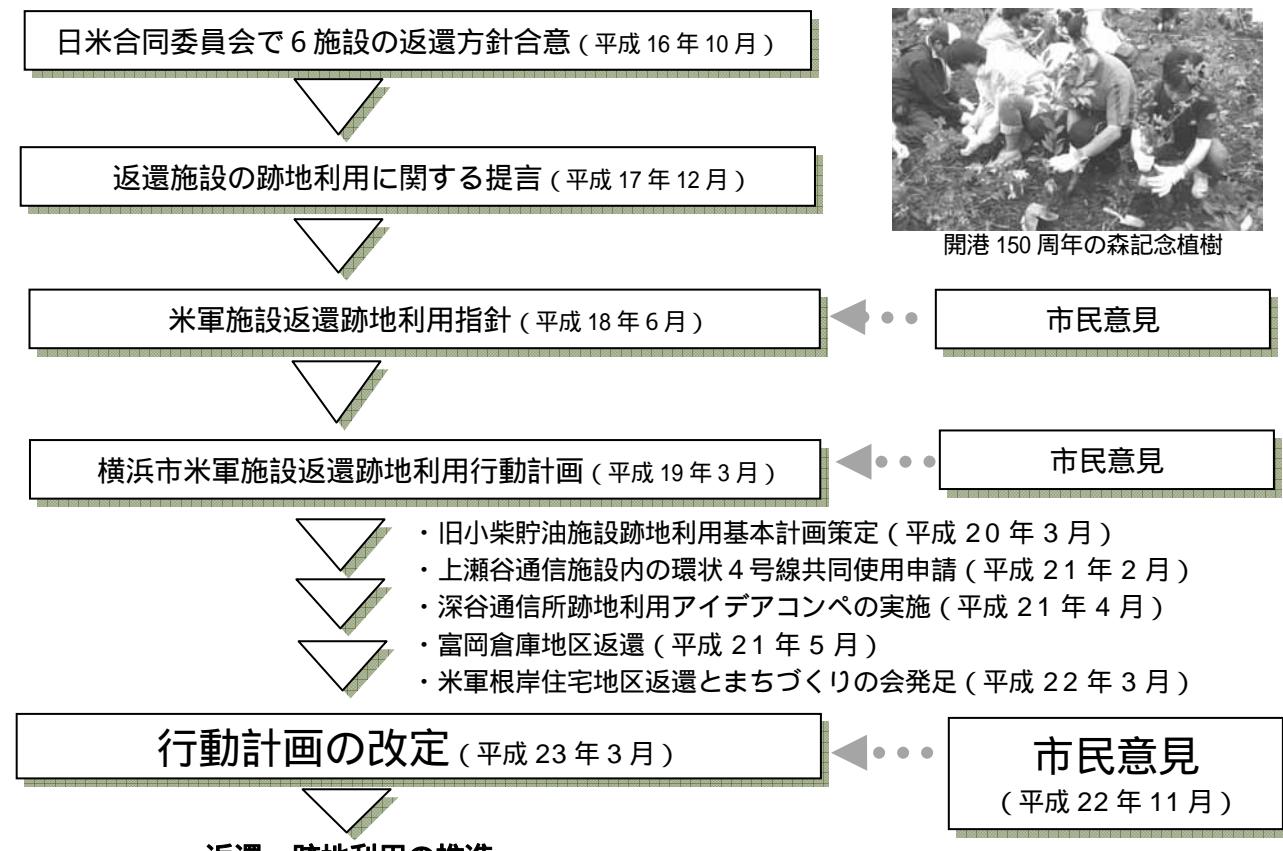
(3) 計画期間

施設の返還時期が明確にならないため対象施設の跡地利用の実現までとします。

そのうえで、施設別行動計画については当面の目標（概ね4～5年後）を定め重点的な取組を進めています。



【行動計画改定までの流れ】



全体行動計画

1 返還の実現

米軍施設が、市民生活や都市づくりの支障となっているため、様々な機会を通じて国に対して早期全面返還を要請します。また、返還に伴う諸課題について適切な対応を国に求めます。

(成果) 小柴貯油施設の返還(平成 17 年 12 月)

富岡倉庫地区の返還(平成 21 年 5 月)

(課題) 残る 4 施設の返還、根岸住宅地区非提供地問題



地元の返還運動（昭和 36 年）



都市公園の整備を目指す旧小柴貯油施設
(平成 17 年返還)



富岡倉庫地区の返還(平成 21 年)



市長による防衛大臣への要請

(1) 返還要請行動

米軍施設の返還は、日米安全保障条約及び日米地位協定の目的のために必要でなくなったときは、無条件で行われることが原則です。このことを踏まえ、国は常に施設の状況を把握し、返還の環境が整ったものから逐次返還されるよう、早期全面返還に向けて最大限の努力を払わなければなりません。

様々な機会を通じて国や米軍に返還要請を行うなど、市民・市会・行政が一体となった早期全面返還に向けた取組を進めていきます。

市民に対してホームページや広報誌「横浜市と米軍基地」などで基地の状況について情報提供に努めます。

(2) 返還要請の考え方

返還方針が合意されている上瀬谷通信施設、深谷通信所、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地については、着実かつ早期の返還実現を要請していきます。

深谷通信所、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地は、「現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続が開始される」と日米政府間で合意されています。これらの施設は、現地に米軍が常駐していない状況にあり、返還の環境が整っているとも判断できることから、早急な返還を要請していきます。

上瀬谷通信施設は、残余部分とされた「住宅及び支援施設が所在する地区等」とそのほかの地区とでは、返還の時期が異なることも考えられます。返還後のまちづくりや一体的な土地利用の実現を考慮し、一括返還を要請していきます。また、返還に伴う課題について民間土地所有者に対する配慮を併せて要請します。

根岸住宅地区は、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で返還される」と日米政府間で合意されていますが、早期返還を要請していきます。また、米軍管理地に囲まれた土地に居住

し日常生活上の様々な制約を受けている日本人世帯の生活環境改善、及び返還に伴う課題に対する民間土地所有者への配慮を併せて要請していきます。

瑞穂ふ頭（横浜ノース・ドック）をはじめとする市内米軍施設及び区域・水域について、引き続き早期全面返還を要請していきます。

＜参考＞ 平成16年10月の返還方針の合意内容と各施設の現況

施設名	返還方針の合意内容 (平成16年10月18日 日米合同委員会)	現況
旧小柴貯油施設	他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要がなくなった時点で返還されることとなる。一部については、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとる。	平成17年10月の日米合意を経て、同年12月に陸地部分全域及び水域の一部返還が実現
旧富岡倉庫地区	現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続が開始される。	平成21年5月に全部返還が実現
深谷通信所 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域の飛び地	現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続が開始される。	米軍が現地に常駐していない
上瀬谷通信施設		米軍住宅及び関連施設が閉鎖
根岸住宅地区	「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で返還される。	家族住宅(385戸)等が所在

（3）返還に伴う課題への対応

対象施設のうち、旧小柴貯油施設、上瀬谷通信施設、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地には、合わせて127ヘクタールの民有地が所在します。

約500名に及ぶ民間土地所有者は、自らの土地を自由に使用できないなど、様々な制約を受けてきました。さらに、返還とともに、国との賃貸借契約が解除となる一方、直ちに土地を有効活用できない場合もあります。

こうした民間土地所有者の要望を把握し、接收の当事者である国に適切な対応を図るよう要請していきます。

民公有地は、返還後に国が原状回復の措置を行ったうえで、各土地所有者に引き渡されることになります。その際には、所有者の要望を踏まえた適切な措置が図られるよう、国に要請していきます。

対象施設の一部では、日米地位協定第3条(米軍管理権)に基づく現地司令官の判断により、野球場や家庭菜園などで市民利用が行われていますが、返還にあたり、これらの利用について国等から停止を求められることが想定されます。

返還に伴うこれらの課題について、関係者との適切な対応を当事者である国に対して要請していきます。

国有地・民公有地とも、工作物などの物件や土壤等の現況を明らかにし、跡地利用に向けた適切な措置を図ることを国に要請していきます。

返還前においても、施設の管理・安全対策の徹底を図り、道路や防災等での利用への協力について、国及び米軍に要請していきます。

2 跡地利用の具体化

米軍施設跡地は、大規模な空間資源として地域・広域のために有効活用を図るべきであり、指針に掲げる「横浜から始める首都圏の環境再生」を全体テーマとする理念の下で進めます。

(成果) 旧小柴貯油施設跡地利用基本計画策定(平成20年3月)

(課題) 民間土地所有者等や地元の合意形成、本市の事業財源確保

(1) 基本的な考え方

「横浜から始める首都圏の環境再生」を全体テーマとする跡地利用の理念を広く発信します。

市は、跡地利用全体の推進主体として、国や民間土地所有者の理解と協力を得て、関係者との協働によって跡地利用を具体化していきます。

長年にわたり米軍施設として提供されてきた経緯を踏まえ、国に対し、米軍施設の早期返還の実現、これまでの提供によって生じた様々な課題の解決、跡地の活用による国家的プロジェクトの実施や国有地の無償利用などを求めていきます。

市民と行政が地域課題に協働して取り組み、市民力が最大限に発揮される「新しい公共の創造」の場として、跡地を活用していきます。

PFI / PPPを含む公民協働整備手法を積極的に活用していきます。また、整備後の持続可能な管理運営を検討していきます。

跡地利用の取組に関する状況について、市民に対してホームページや広報誌「横浜市と米軍基地」などで情報提供に努めます。

(2) 事業手法と事業主体の考え方

跡地の基盤整備事業としては、都市公園事業、土地区画整理事業、街路事業及び国による国営公園の整備などが考えられます。また、防衛施設関連の周辺対策事業の活用についても検討していく必要があります。

良好なまちづくりを推進するため、地区計画の導入などを検討していきます。

事業の実施主体については、事業実施を求める国のほか、今後導入する事業に応じて、公共サービスの担い手の観点から適切な実施主体と協働のあり方を選択していきます。

民間活力を活用した施設整備運営方法として、公民協働整備の各手法についても、事業実施段階で適切な選択が必要になります。

3 民間土地所有者等との協働

横浜市は、跡地利用を推進していく上で国や民間土地所有者等の理解と協力を得つつ、地元の意見・要望等を聞きながら、関係者との協働により進めます。

- (成果) 上瀬谷農業専用地区協議会及び上川井農業専用地区協議会との意見交換(平成20年度～)
深谷通信所提案公募事業実行委員会によるアイデアコンペの実施(平成20～21年度)
米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会の発足(平成22年3月)
泉区深谷通信所返還対策協議会の発足(平成22年10月)
- (課題) 民間土地所有者等や地元の合意形成

(1) 民間土地所有者等の現状

対象施設419ヘクタールのうち、国有地は269ヘクタール(64パーセント)、民有地は127ヘクタール(30パーセント)、市有地は23ヘクタール(6パーセント)となっています。

施設によって土地所有の態様は様々であり、中には国有地と民有地がモザイク状に入り組んで、そのままでは一体的な土地利用が難しいうえ、個別の土地ごとの活用も難しい実態なども見られます。また、根岸住宅地区では米軍管理地に囲まれた土地に居住している方々とも、まちづくりと一緒に考えていく必要があります。

一部の施設では、こうした民間土地所有者等による組織が発足し、活動を始めています。

(2) 協働のあり方

対象施設の土地の64パーセントを所有する国に対しては、接收の歴史を踏まえ、市が策定する跡地利用計画を尊重するよう求めていきます。また、国自らが国有地を活用して、跡地利用指針に添った広域的な課題への対応を図ることを促すほか、国有地を処分する場合には、今後のまちづくりに支障が生じないよう跡地利用全体の推進・調整を担う市と十分連携するよう協力を求めていきます。

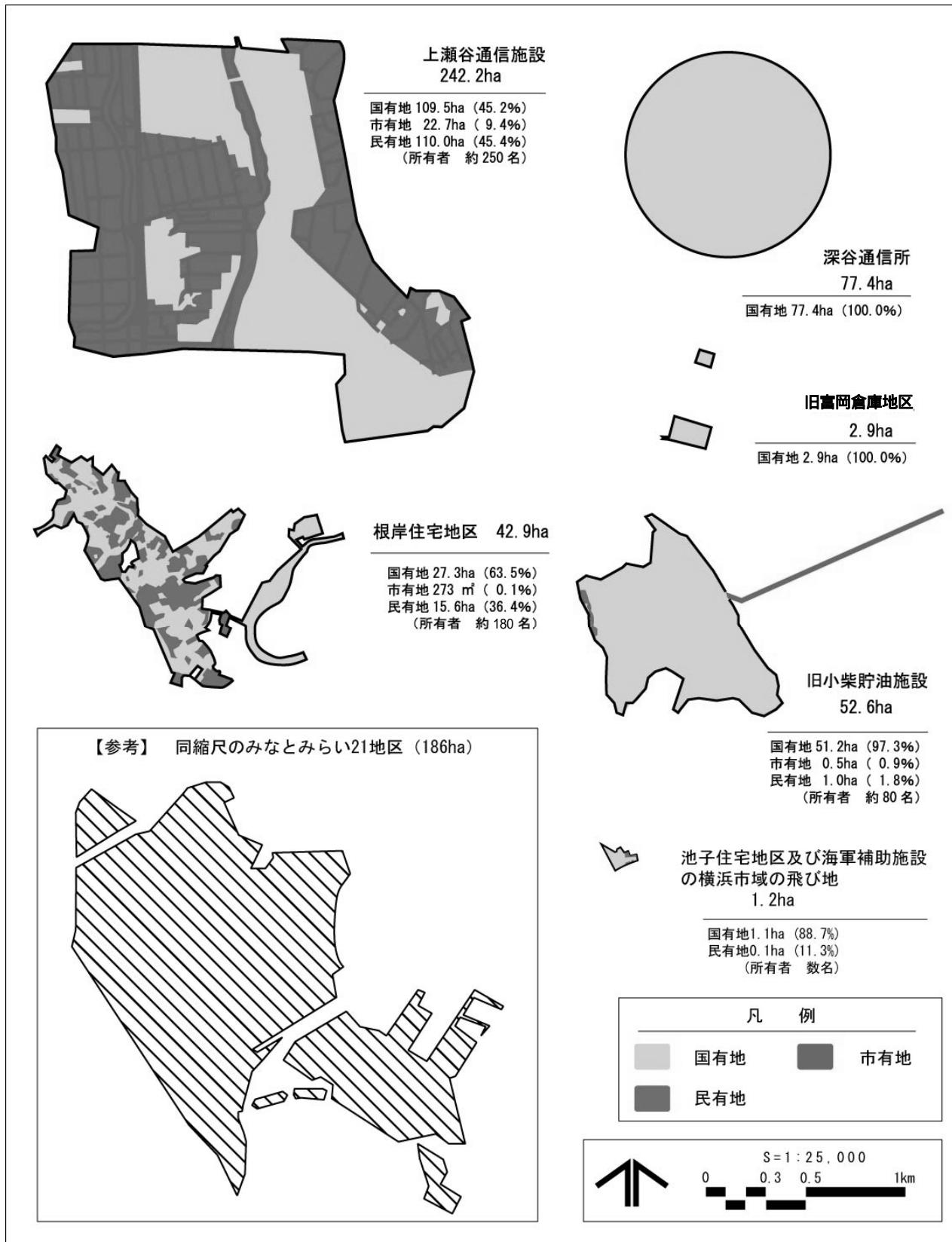
民間土地所有者等は、長年にわたり自らの土地を自由に使用できない状況が続き、返還後の土地利用についても様々な不安を抱えています。そこで、市として民間土地所有者等の意見・要望をきめ細かく聴取し、国に必要な対応を求めるとともに、事業手法や今後の進め方をはじめとする土地利用の具体化の取組を、民間土地所有者等との協働により進めています。

民間土地所有者等相互の情報交換や話合いを進めるためまちづくり組織設立を支援していきます。また、まちづくり活動を支援するため市職員による情報提供のほか、専門家(コーディネーター)の派遣や活動助成等を検討していきます。

土地所有区分がモザイク状に入り組んでいる施設においては、現状のままでは、

返還後の個々の土地の有効活用が難しい状況が考えられます。跡地利用指針を具体化するためには、土地の整序や基盤施設整備などが必要なことから、民間土地所有者、市、専門家等の協働による合意形成を図るとともに、整序等が必要な状況を招いた国に対して、協力を要請していきます。

<参考> 施設の規模と土地所有状況



4 国への協力要請

接收にかかる歴史的経緯を踏まえ、国には国有地の利用や事業実施において最大限の協力を求めます。

(成果)旧小柴貯油施設の記念植樹用地(約1.5ha)の管理委託契約を国と締結(平成21年2月)

(課題)国有地の処分条件の緩和

(1) 接收による影響

市においては戦後、港湾施設や中心市街地の商業・業務地が広範囲に接收されたことにより、個人及び企業等が店舗、営業所及び事業所等の経済基盤を失うとともに生活の糧を奪われ、戦後の復興・再建は他都市に比べて著しく遅れました。また、広大な土地の接收により、道路等の都市基盤施設の整備や計画的な土地利用が阻害されるなど、まちづくりに大きな影響が及ぼしました。

強制的な接收により、長年自分の土地でありながら自由に使えない状態が続いています。

また、市民生活に対しては、米軍機による騒音や事故、また貯油施設における火災・爆発事故、通信施設周辺での建築物等の制限、テレビ受信障害など、直接・間接的に様々な影響を与えてきました。

(2) 国への協力要請

政府は、平成18年5月、在日米軍再編に関連して、米軍施設が及ぼしている地元負担を軽減することが重要であり、返還跡地の利用の促進等に全力で取り組むことについて閣議決定を行いました。長年にわたり負担を強いられてきた市も、閣議決定の趣旨を踏まえた取組の対象となるよう要請していきます。

ア 早期返還及び跡地利用の推進

市内米軍施設の早期全面返還を要請していきます。また、返還に伴う民間土地所有者の要望等への適切な対応を要請します。

関係省庁の所管する事項についても、跡地利用の推進にあたっては、接收の当事者として、省庁間の協力により解決を図るよう要望します。

イ 国事業の実施

地球温暖化やヒートアイランド現象への対策、都市緑化の推進、広域防災拠点機能の整備など、国として推進すべき事業の導入を要望していきます。

ウ 国有財産の無償利用等

地方自治体が、社会资本整備のために返還国有地を利用する際、その目的が道路等である場合は無償とされている一方で、緑地・公園に供する場合は地方の財政負担を伴う処分条件によって運用されているという不均衡が生じています。

跡地利用において、本市が緑地・公園等の緑の創出を行う場合には、国有地については国事業実施時と同様の無償利用を、整備費については米軍施設による地元負担に配慮した助成措置を、それぞれ要望していきます。

エ 適時・適切な情報提供

米軍基地に係る問題は市民にとって大変重要な事柄であることから、国に対して適時適切な情報提供を行うよう要請していきます。

施設別行動計画

1 施設別行動計画の当面の目標

各施設の現段階での状況を踏まえた行動計画の当面の目標は次のとおりです。

施設名	行動計画の当面の目標
旧小柴貯油施設	都市公園の整備を目指します。
旧富岡倉庫地区	市有地と一体的に衛生研究所など跡地利用事業を進めます。
深谷通信所	跡地利用基本計画を地域の意見・要望等を踏まえながら策定します。
上瀬谷通信施設	環状4号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めます。
根岸住宅地区	民間土地所有者等によるまちづくり協議会設立を支援します。
池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地	住宅建設対策と併せて、周辺住民の福祉増進に資する利用を検討します。

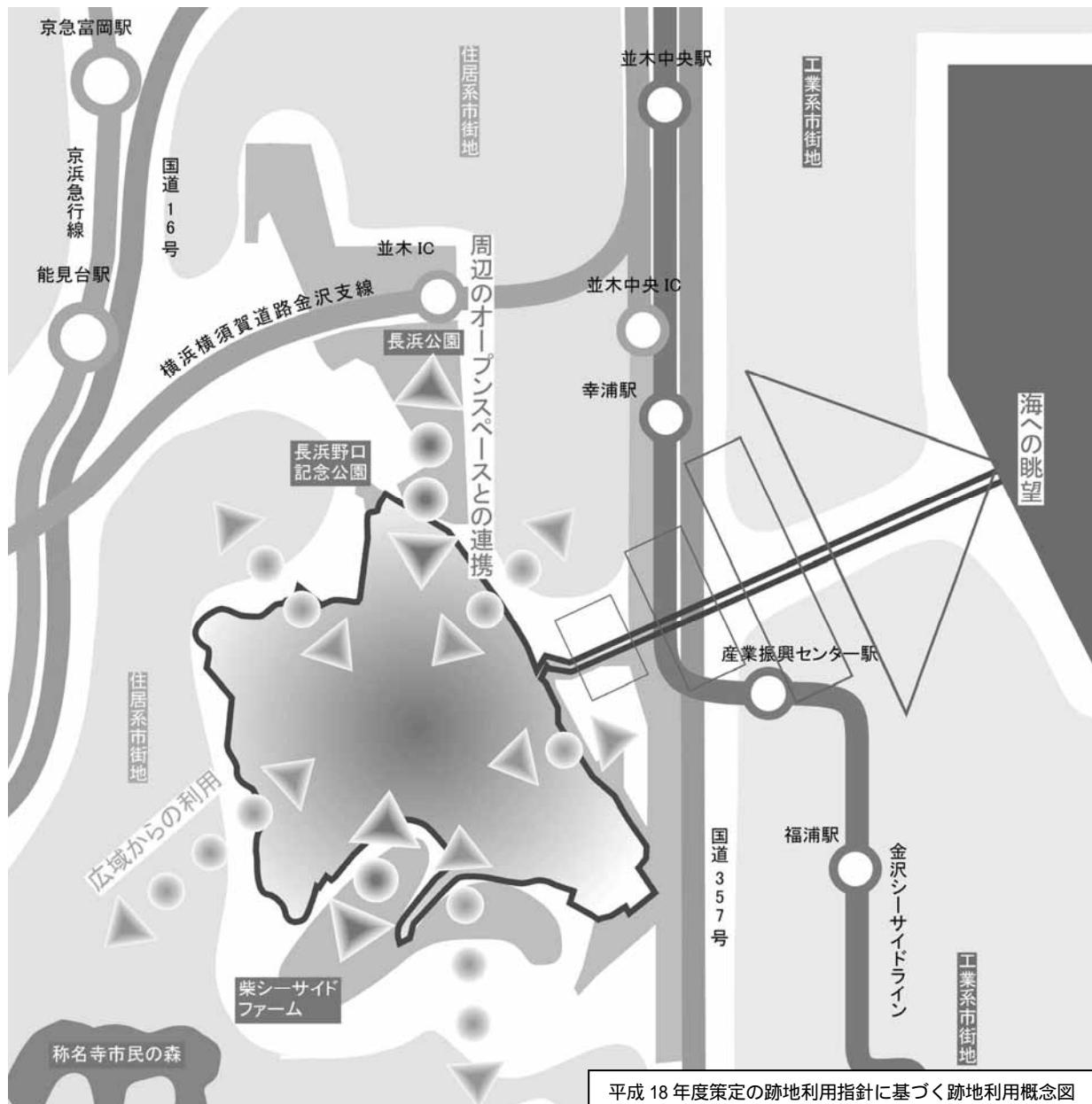
2 各施設の現況と行動計画

(1) 旧小柴貯油施設(平成17年12月14日返還 水域は一部未返還)

接收年月日	昭和23年10月3日
所在 地	金沢区柴町、長浜、幸浦二丁目、並木三丁目
面 積	土 地 : 526,205 m ² 国 有 511,859 m ² (97.3%) 市 有 4,746 m ² (0.9%) 民 有 9,600 m ² (1.8%)
現地の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・西側から東側に向かって傾斜した丘陵地であり、起伏の多い地形となっています。 ・東側は、旧海岸線の名残である崖地となっています。 ・貯油タンク等が地上・地下合わせて34基存在しており、そのうち地下タンクは29基あります。 ・面積約52.6haのうち、6割に相当する約30haが斜面緑地となっており、平坦部は、東側の低地部と敷地中央の中腹部に分布しています。 ・水域の一部(約4.6ha)が返還されました。約42.0haが引き続き小柴水域として提供されています。
跡地利用の テーマ (跡地利用指針 平成18年度より)	<p>~森と海に抱かれた自然体験空間~</p> <p>国道357号の軸線上に位置し、海と緑とレクリエーション施設に囲まれています。旧海岸線の変化に富んだ斜面地に樹林が分布しており、貯油タンクの適切な処理とともに、身近に自然が体験できる豊かな緑の空間、広域の住民が交流する空間の形成を目指します。</p> <p>緑のオープンスペース、市民レクリエーション空間</p> <p>現在の緑豊かな自然環境を活用し、また、周辺のオープンスペースと連携して緑のネットワークを構築し、市民のレクリエーション空間の形成を目指します。</p> <p>魅力的な景観の保全</p> <p>緑豊かで地形の変化に富んでおり、海への眺望や魅力的な地域景観を構成していることから、現在の地形を基本として土地利用を図っていきます。</p> <p>広域機能の立地</p> <p>横浜横須賀道路金沢支線や金沢シーサイドラインなど交通利便性を活かし、広域機能の立地を誘導することも視野に置きます。</p>

旧小柴貯油施設の行動計画

これまでの取組	<p>【成果】跡地利用基本計画策定（平成 20 年 3 月） 「開港 150 周年の森」植樹祭実施（平成 21 年 6 月、10 月） 【課題】土壤汚染対策と貯油タンク等の残存工作物の取扱</p>
当面の目標	都市公園の整備を目指します。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壤汚染等対策など国有地処分に係る条件を引き続き国と調整を進めます。 ・ 土壤汚染等対策の実施及びその経過を踏まえ公園整備計画を進めます。 ・ 民間土地所有者の意向、地元の意見・要望等を計画に反映します。 ・ 小柴水域の早期返還を要請します。

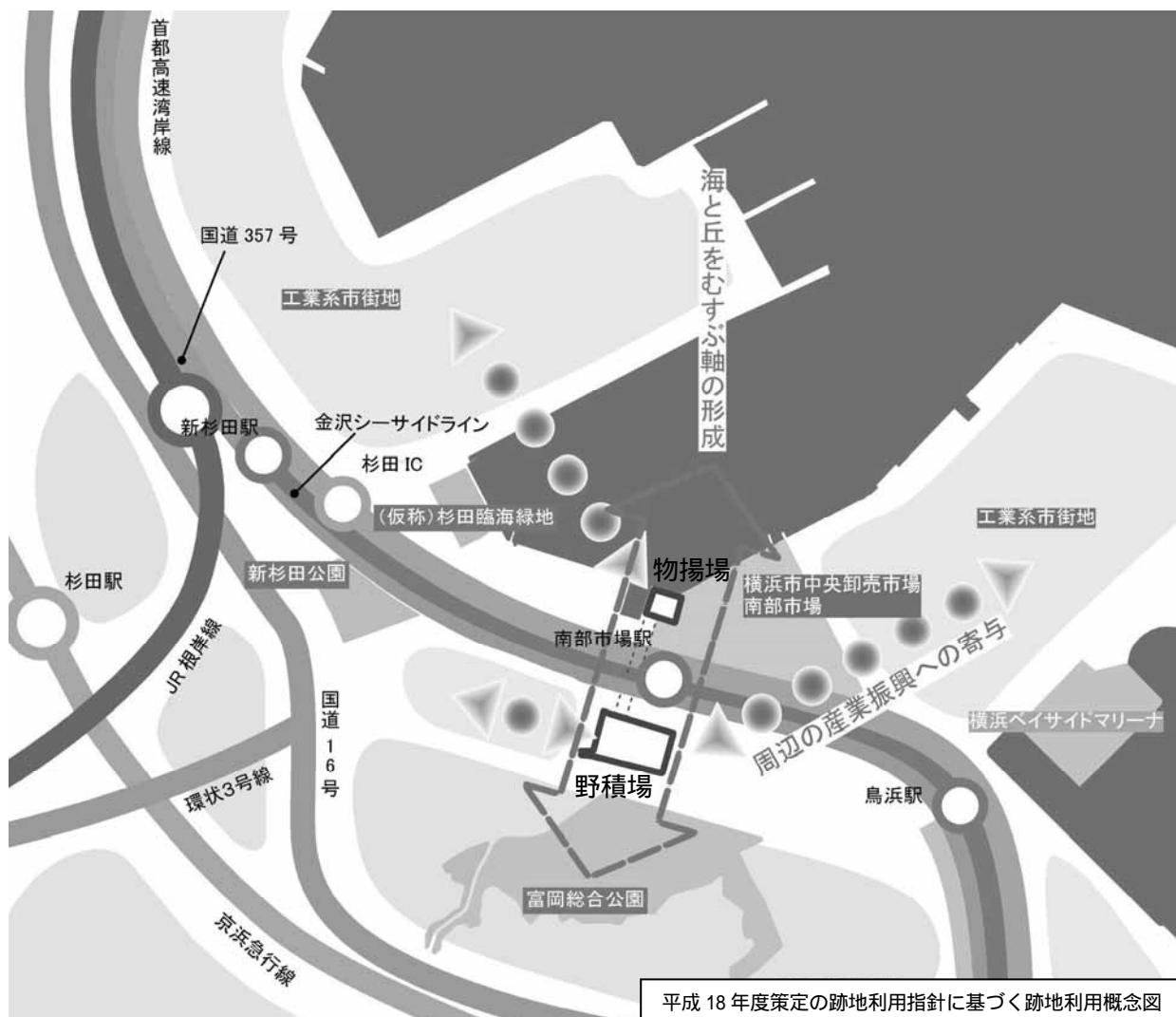


(2) 旧富岡倉庫地区(平成21年5月25日返還)

接收年月日	昭和20年9月2日
所 在 地	金沢区富岡東二丁目、鳥浜町
面 積	土 地 : 28,988 m ² (国 有) 野積場 (24,156 m ²) 物揚場 (4,832 m ²)
現地の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部の物揚場と内陸部の野積場に分かれており、平坦かつ整形な敷地形状をしています。 ・全域が国有地となっています。 ・物揚場、野積場の間には、首都高速湾岸線と金沢シーサイドラインが高架で、国道357号が平面で整備されており、それぞれの区域に隣接して市有地があります。 ・南側には、既返還地を整備した富岡総合公園があり、その最も高い場所と野積場との高低差は30~40m程度あります。
跡地利用の テーマ (跡地利用指針 平成18年度より)	<p>~海と丘をむすぶ産業創造空間~</p> <p>交通利便性が高い臨海部に位置しており、海辺の水際線の活用や近接する公園との連携により、海と丘をむすぶ魅力づくりを図るとともに、立地特性を活かして新たな産業振興・経済発展に寄与する空間の形成を目指します。</p> <p>産業振興に寄与する拠点</p> <p>周辺の既存産業の活性化や新産業の創出を図るため、先端科学技術に関連する機能を導入することを目指します。</p> <p>地域の魅力向上</p> <p>水際線の活用や、海と丘の縁をむすぶ軸の形成など、魅力的な空間を確保することを目指します。</p>

旧富岡倉庫地区の行動計画

これまでの取組	<p>【成果】返還の実現（平成 21 年 5 月） 衛生研究所再整備基本構想策定（平成 22 年 3 月）</p> <p>【課題】低迷する経済情勢下での土地活用</p>
当面の目標	<p>市有地と一体的に衛生研究所など跡地利用事業を進めます。</p>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国有地活用方法など跡地利用基本計画を策定し、国との調整を進めます。 ・物揚場の港湾利用を推進します。なお、横浜市中央卸売市場再編・機能強化に係る南部市場の今後の動向を見据えながら検討を進めます。 ・野積場での導入機能やプロムナード整備等の土地処分条件を国と調整します。 ・地元の意見・要望等を踏まえながら、具体化検討を進めます。

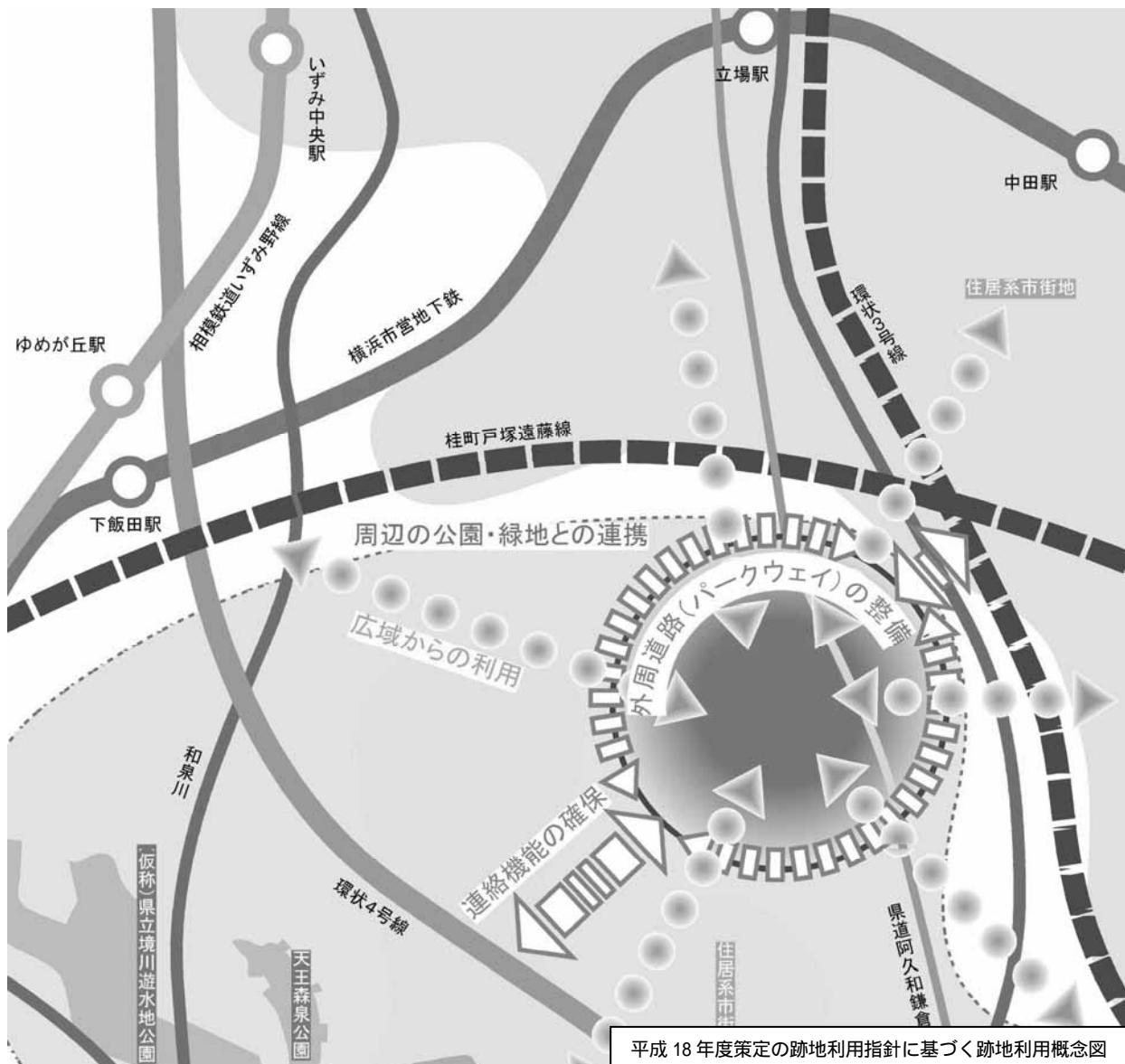


(3) 深谷通信所(未返還)

接收年月日	昭和 20 年 9 月 2 日
所 在 地	泉区和泉町、中田町
面 積	土 地 : 773,747 m ² (国 有)
現地の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンスで囲まれた囲障区域があります。 ・ほぼ円形の平坦地で、全域が国有地となっています。 ・囲障区域の外側は、県道阿久和鎌倉（かまくら道）が整備されているほか、一部は、野球場、ゲートボール場、家庭菜園として市民利用が行われています。
跡地利用の テーマ (跡地利用指針 平成18年度より)	<p>~自然・スポーツ・文化の円形緑陰空間~</p> <p>施設の円形形状や全域国有地という条件を活かし、米軍施設返還の象徴的施設として、また、首都圏の環境再生の拠点として、特色あるデザインや、自然・スポーツ・文化など広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指します。</p> <p>特色あるデザインを持つ大規模な公園・緑地</p> <p>特徴的な円形形状を活かし、広域的に利用される大規模な公園・緑地、自然レクリエーション空間として、横浜市郊外並びに県央における緑の拠点を形成していきます。</p> <p>交通利便性の向上に資する基盤整備</p> <p>外周道路や、環状3号線・環状4号線との連絡道路の整備を進めることを検討します。</p> <p>防災拠点機能の形成</p> <p>周辺地域・近郊地域の防災性向上に寄与する、防災拠点の形成を目指します。</p>

深谷通信所の行動計画

これまでの取組	<p>【成果】深谷通信所跡地利用アイデアコンペ実施（平成 21 年 4 月）</p> <p>【課題】米軍の非常駐化による安全対策</p>
当面の目標	<p>跡地利用基本計画を地域の意見・要望等を踏まえながら策定します。</p>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍が常駐していないため早急な返還を引き続き要請します。 ・応募された提案を参考に、地域の意見・要望等を踏まえ具体化検討を進めます。 ・国有地の活用等の跡地利用への協力を国に要請します。 ・返還課題（国有地での市民利用停止等）への適切な対応と協力を国に要請します。

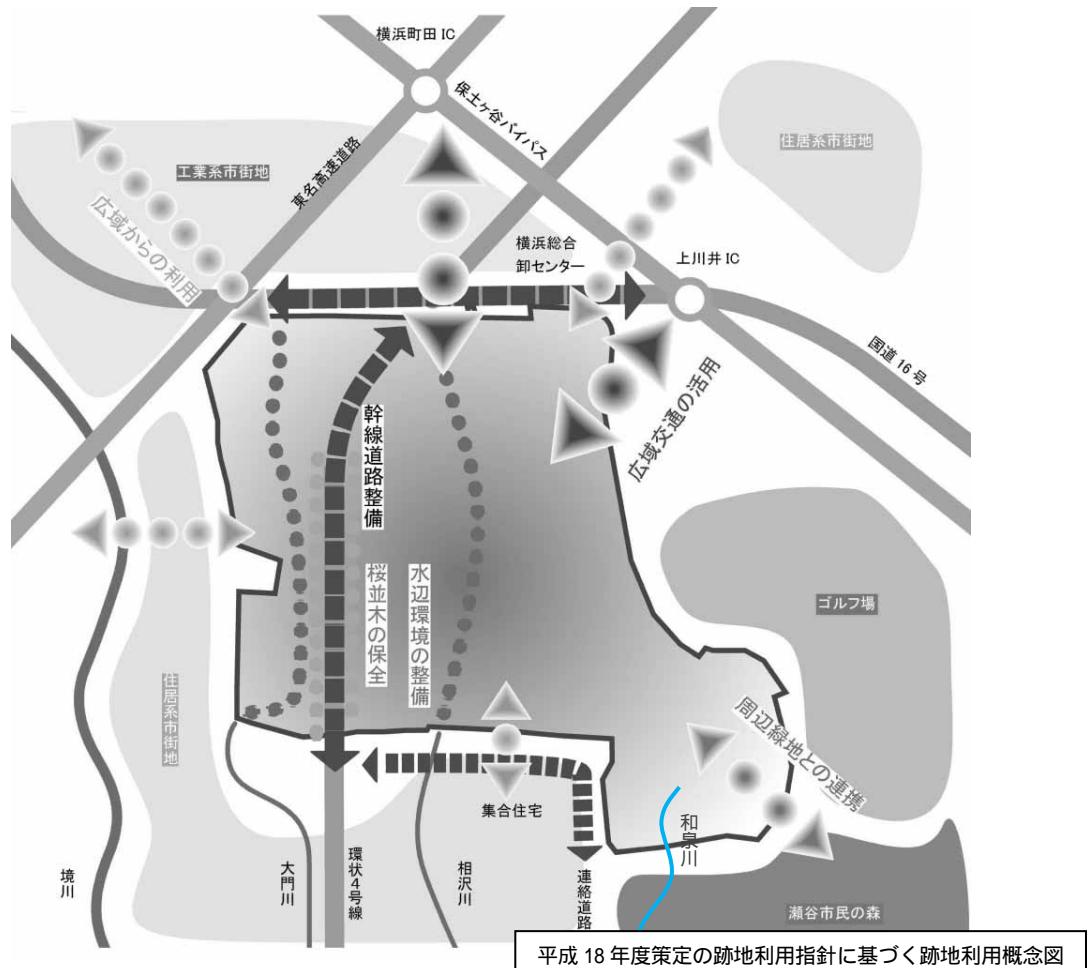


(4) 上瀬谷通信施設(未返還)

接收年月日	昭和26年3月15日
所 在 地	瀬谷区 北町、瀬谷町 旭区 上川井町
面 積	土 地： 2,422,396 m ² 国 有 1,095,099 m ² (45.2%) 市 有 226,801 m ² (9.4%) 民 有 1,100,496 m ² (45.4%)
現地の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンスで囲まれた囲障区域があり、囲障区域の外側は、農耕による使用が認められている農地のほか、野球場、広場、家庭菜園などとして市民利用が行われています。 ・環状4号線、八王子街道などの幹線道路に加え、東名高速道路横浜町田インターチェンジや保土ヶ谷バイパス上川井インターチェンジにも近接するなど、大和、厚木など県央や町田、八王子方面に向けた市の西のゲートとも呼べる交通の要衝にあります。 ・総面積は約242.2haと広大で、民有地、国有地が各々45%程度あり、一部混在している場所があります。 ・ほぼ全域が市街化調整区域であり、農業振興地域、農用地区域、農業専用地区（上瀬谷農業専用地区、上川井農業専用地区）に指定されている区域もあります。
跡地利用の テーマ (跡地利用指針 平成18年度より)	<p>~農・緑・防災の大規模な野外活動空間~</p> <p>返還施設の中でも最大の面積であり、広大で豊かな緑環境を有しているとともに、広域道路交通の利便性が高いことから、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指します。</p> <p>広域の防災活動拠点・広域機能の立地</p> <p>広域交通の利便性を活かし、首都圏の内陸部における広域防災拠点機能を目指すとともに、物流施設や教育・研究機関等の広域機能の誘導も視野に置きます。</p> <p>「緑」を享受する首都圏郊外の自然レクリエーション空間</p> <p>郊外部における大規模な緑環境や小河川の水辺を残す場として、自然レクリエーション空間を確保することを目指します。周辺の瀬谷・追分・矢指市民の森などの緑地との連携を考慮します。</p> <p>持続的で魅力ある都市型農業の振興</p> <p>農業生産基盤の整備、農産物の販売形態の多様化、市民利用型農園・農業体験の場づくりなど、持続的・安定的な農業経営のあり方を、農業者とともに検討していきます。</p> <p>交通利便性の向上に資する基盤整備</p> <p>施設内を通る都市計画道路等の整備を進めます。</p>

上瀬谷通信施設の行動計画

これまでの取組	<p>【成果】環状4号線の共同使用申請（平成21年2月） 民間土地所有者、地元、国との意見交換（随時）</p> <p>【課題】広域機能のあり方、農業継続など民間土地所有者の合意形成</p>
当面の目標	<p>環状4号線の八王子街道交差箇所の早期開通を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めます。</p>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍住宅及び関連施設が閉鎖されており、早期一括返還を引き続き要請します。 ・環状4号線の共同使用承認後、早期開通に向け速やかに事業着手します。 ・広域機能の誘導等のあり方を検討します。 ・国に国家的プロジェクト導入検討や国有地の有効活用等を要請します。 ・民間土地所有者と返還・跡地利用の課題を共有し、土地利用のあり方を議論します。 ・民間土地所有者や国の意向、地元の意見・要望等を踏まえ具体化検討を進めます。



(5) 根岸住宅地区(未返還)

接收年月日	昭和22年10月16日
所在 地	中 区 築 沢、寺久保、塚 越、大平町、山元町四・五丁目、 大芝台、根岸台 南 区 山 谷、平 樂 磯子区 上 町、下 町、馬場町、坂下町
面 積	土 地： 429,258 m ² 国 有 272,756 m ² (63.5%) 市 有 273 m ² (0.1%) 民 有 156,230 m ² (36.4%)
現地の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の約64%にあたる約27.3haが国有地、このほかの約15.6haの大半が民有地であり、モザイク状に混在しています。 ・東側の根岸森林公园に隣接する区域と、西側の住宅区域に分かれており、住宅385戸のほか、事務所等が所在しています。 ・海の見える高台に整備された低密度の住宅地であり、開放的な特色ある景観を形成しています。 ・米軍管理地に囲まれた土地（非提供地）に横浜市民の方々が居住されており、日常生活上の様々な制約を受けています。 ・周辺の市街地は、道路が狭あいで建物が密集しています。
跡地利用の テーマ (跡地利用指針 平成18年度より)	<p>~ヨコハマの歴史・文化を伝える庭園散策空間~</p> <p>横浜都心部に近接し、海の見える丘の芝生に囲まれた米国風住宅地という、独特的な景観や雰囲気を持っています。こうした特色や隣接する根岸森林公园の環境を活用しながら、接收の歴史・文化を伝える憩いの空間の形成を目指します。</p> <p>特色ある現環境の活用</p> <p>米軍住宅地である西側部分は、跡地利用の中で、米国風住宅地の景観や雰囲気を、接收の歴史・文化を伝える空間として、できる限り継承し、活用するよう検討していきます。</p> <p>根岸森林公园との一体利用</p> <p>根岸森林公园隣接の東側部分は、一体的に公園等として利用するとともに、公園の魅力を高めるための活用を図ることを目指します。</p> <p>周辺市街地の都市機能改善への寄与</p> <p>地区周辺の住宅市街地の都市機能の改善に寄与するよう、道路等の整備や広域避難場所の確保を図ることを目指します。</p>

根岸住宅地区の行動計画

これまでの取組	<p>【成果】 民間土地所有者等によるまちづくり会設立（平成 22 年 3 月）</p> <p>【課題】 民間土地所有者等の合意形成、非提供地問題への対応</p>
当面の目標	<p>民間土地所有者等によるまちづくり協議会設立を支援します。</p>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・民間土地所有者等と返還・跡地利用の課題を共有し、まちづくり検討を進めます。 ・まちづくり会（勉強会）から協議会（合意形成機関）への移行を支援します。 ・民間土地所有者等や国の意向、地元の意見・要望等を踏まえ具体化検討を進めます。 ・根岸森林公园に隣接する区域は、一体的に都市公園等として整備を目指します。 ・土地利用のあり方等、早い時期から民間土地所有者等と検討を進めます。 ・土地の原状回復が困難な状況を踏まえ、国に適切な対応と協力を要請します。 ・米軍管理地に囲まれた非提供地の生活環境改善に取り組みます。



(6) 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地（未返還）

接收年月日	昭和 20 年 9 月 1 日
所 在 地	金沢区 六浦町
面 積	土 地： 約 12,400 m ² 国 有 約 11,000 m ² (約 89%) 民 有 約 1,400 m ² (約 11%)
現地の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年の一部返還（横浜横須賀道路用地）によって、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の東側の一部が分断され、飛び地が生じることとなりました。 ・日米地位協定に基づく共同使用により、県道金沢逗子のバイパス（六浦バイパス）が整備されています。なお、この共同使用区域には、米軍施設に向かう進入路も所在しています。 ・1/4程度の面積が斜面緑地で、北西側に位置しています。このほかはおおむね平坦地です。 ・西側には、横浜横須賀道路の高架があり、南側には、堀割状に京浜急行逗子線があります。また、北側には、斜面緑地等を挟み、大規模な住宅地があります。
跡地利用 指針	池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の住宅等建設が行われる区域と密接な関係があるため、住宅等建設対策と併せて検討を進めていくこととし、平成18年6月の「米軍施設返還跡地利用指針」には盛り込んでいません。今後、周辺住民の福祉の増進に資する環境整備を進める観点から、利用指針の策定を検討していきます。

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の行動計画

当面の目標	住宅建設対策と併せて、周辺住民の福祉増進に資する利用を検討します。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、周辺住民の福祉増進に資する環境整備を進める観点から指針策定を検討します。 ・現地に米軍が常駐していないことから、早急な返還を要請します。 ・横浜逗子線の整備と米軍施設への進入路との関係などについて国と協議を進めます。 ・民間土地所有者の意向、地元の意見・要望等を踏まえながら、隣接地で行われる住宅建設の対策と併せて具体化方策を検討します。 ・跡地利用の協力を国に要請します。



資料

行動計畫改定案 市民意見募集結果

行動計画改定素案 市民意見募集結果

1 市民意見募集の概要

行動計画改定素案について市民意見募集を行い、市民や土地所有者の意見等を参考に行動計画を改定しました。また、寄せられた意見は今後の取組の参考にします。

(1) 実施時期

平成 22 年 11 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日まで

(2) 実施方法

- ・パンフレット（ハガキ付）の配布（市民情報センター、各区役所）
- ・基地対策課ホームページへの掲載
- ・米軍施設内の民間土地所有者等にパンフレットの送付
- ・ヨコハマ e アンケート（11 月 1 日～12 日）

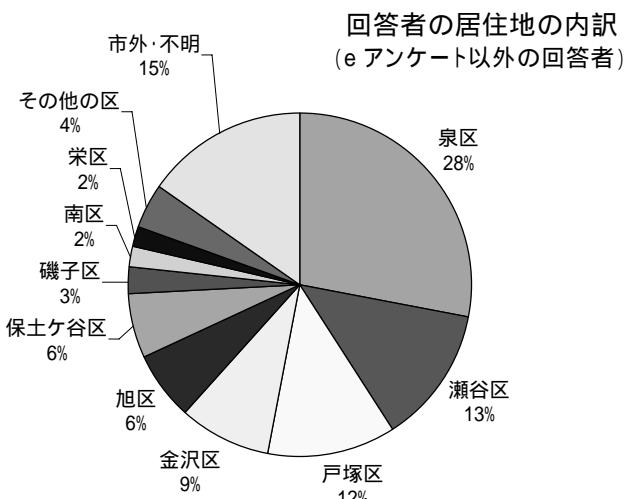
(3) パンフレット配布部数 約 2 千部

2 回答数

1,244 通

手段別の内訳

郵送等	753 通
電子メール	60 通
ヨコハマ e アンケート	431 通
計	1,244 通



各施設別の意見数の内訳：複数回答可

	旧小柴貯油施設	旧富岡倉庫地区	深谷通信所	上瀬谷通信施設	根岸住宅地区	池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地
<u>意見数</u> 1,233 件()	87 件	21 件	730 件	306 件	64 件	25 件
うち土地所有者からの意見数	65 件	-	-	16 件	6 件	-
うち団体からの意見数	-	-	施設内利用者(野球場): 3 団体 計 596 件	施設内利用者(野球場): 2 団体 計 210 件	-	-

() この他に施設を特定しない意見もありました。

意見の概要と横浜市の考え方

(寄せられた意見の抜粋・集約であり配列は順不同です。)

1 旧小柴貯油施設

(1) 一般市民・近隣住民の意見

意見の概要	横浜市の考え方
計画が全く進んでいない。少しでも早い整備を望む。	現在、国と土壤汚染対策など国有地処分に係る協議を行っており、その結果を踏まえて公園整備計画を進めます。
金沢区が戦禍を受けた教訓を残すべく貯油施設の一部を残したらどうか。	米軍施設返還跡地利用指針（平成18年度策定）に基づき、旧小柴貯油施設では「森と海に抱かれた自然体験空間」をテーマに都市公園としての整備を目指しています。
八景島や海の公園などと一体的な海・山に親しめる公園エリアにしてほしい。	今後、いただいたご意見を参考にしながら公園整備計画を検討します。
開港150周年は終わったので「開港150周年の森」という名称は変更すべき。	今後、いただいたご意見を参考にしながら公園整備計画を検討します。

(2) 土地所有者の意見

意見の概要	横浜市の考え方
民有地を平坦地と交換し、農水産物の直売所（道の駅等）にしてほしい。	民有地を国有地と交換する場合には、国のルールに沿って処理されることとなります。 公園施設の内容については、いただいたご意見を参考にしながら検討します。
市民農園、子供達のためのスポーツグランドなどを望む。	米軍施設返還跡地利用指針（平成18年度策定）に基づき、旧小柴貯油施設では「森と海に抱かれた自然体験空間」をテーマに都市公園としての整備を目指しています。
緑豊かな環境を残してほしい。	今後、いただいたご意見を参考にしながら公園整備計画を検討します。
小柴水域の返還に当たっては漁業者との話し合い、利用方法のアンケートを実施してほしい。	市内米軍施設・区域の早期返還を要請していきます。返還にあたっては、いただいたご意見を参考にしながら、適切に対応してまいります。

2 旧富岡倉庫地区

(1) 一般市民・近隣住民の意見

意見の概要	横浜市の考え方
衛生研究所の必要性と旧富岡倉庫地区への立地適否について十分な検討を望む。	<p>衛生研究所は、既存施設の老朽化への対応や検査機能の拡充のため、再整備が必要となっています。</p> <p>計画地の選定にあたっては、交通利便性が高いことや周辺環境などを考慮して、旧富岡倉庫地区に隣接する市有地に決定しています。</p>
衛生研究所等の整備は市内でのコンペティション方式とした方が良い。	<p>旧富岡倉庫地区は、海側の物揚場（ものあげば）と陸側の野積場（のづみば）があり、その全てが国有地となっています。現在、跡地利用の具体化に向けて国と国有地の処分に関する協議を進めているところです。今後、いただいたご意見を参考にしながら検討します。</p>
富岡総合公園と統括し幅広い世代を対象にした総合公園の展開を望む。	<p>米軍施設返還跡地利用指針（平成18年度策定）に基づき、旧富岡倉庫地区では「海と丘をむすぶ産業創造空間」の形成を目指しています。</p> <p>跡地利用基本計画の策定にあたっては周辺環境との調和などを踏まえて検討します。</p>

3 深谷通信所

(1) 一般市民・近隣住民の意見

意見の概要	横浜市の考え方
国に対し積極的に行行動して返還を推進してほしい。	早期返還を引き続き国に対して要請していきます。
米軍不在の中、施設の管理・安全対策をしっかり行ってほしい。	適切な管理・安全対策がはかられるよう、国に要請していきます。
計画策定は、施設がある泉区主体でなく隣接の戸塚区も同レベルで協議できる体制で進めてほしい。	跡地利用基本計画は、施設関係区の泉区及び戸塚区など、市民の意見・要望等を踏まえながら策定していきます。
平成21年度に実施したアイデアコンペに縛られることなく20年、30年先の将来に資する構想としてほしい。	米軍施設返還跡地利用指針（平成18年度策定）に基づき、自然・スポーツなど備えた大規模な緑の空間の形成を目指しています。
広大な土地を全て公園にするのではなく、墓地や野球場など多面的な利用法を考え、多様な市民ニーズに応えていくべきである。	いただいたご意見など地域の視点や国の意向、アイデアコンペの知見などを踏まえながら跡地利用基本計画を策定していきます。
現状のとおり野球場や菜園の存続を望む。既存利用者による管理が最良であり、地元の管理実態と努力を評価してもらいたい。	

(2) 施設内利用者（野球場）の意見

意見の概要	横浜市の考え方
子供達の育成、野球観戦、地域住民交流のため野球場の存続を求める。	米軍施設返還跡地利用指針（平成18年度策定）に基づき、自然・スポーツなど備えた大規模な緑の空間の形成を目指しています。
野球場は、不足する硬式野球場としての存続を望む。	いただいたご意見など地域の視点や国の意向、アイデアコンペの知見などを踏まえながら跡地利用基本計画を策定していきます。
利用者が市と協力して野球場の管理を行い、より良い環境づくりを進めたい。	

4 上瀬谷通信施設

(1) 一般市民・近隣住民の意見

意見の概要	横浜市の考え方
災害対策用の活用（広域避難場所、仮設住宅用地等）を望む。	米軍施設返還跡地利用指針（平成18年度策定）に基づき「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」の形成を目指しています。
自然にふれあうことをテーマとした施設（公園、市民農園、体験型施設など）をつくってほしい。民間企業との協働で行うことも検討してはどうか。	今後、いただいたご意見も参考にしながら跡地利用の検討を進めていきます。
施設誘致（病院、スポーツクラブ等）企業誘致を進めて欲しい。	
通称「海軍道路」の桜並木は市民の憩いの場ともなっており保存してほしい。	
地区の半分を占める国有地は地域住民の声をよく聞いて検討をしてほしい。	跡地利用は国有地と民有地を一体的に検討していく必要があります。そのため、当面は農業の振興などに向けた地区全体の土地利用のあり方について民間土地所有者を中心に検討を進めます。 そのうえで、国の意向、地元の意見・要望等も踏まえながら跡地利用の検討を進めます。
区民に対する情報開示が少な過ぎるので、今後の計画を適時適切に開示してほしい。	基地に関する情報や取組は、ホームページや広報誌「横浜市と米軍基地」などで紹介しています。今後も市民の方々に分かりやすい広報を心がけていきます。
環状4号線の早期開通を望む。周辺道路がこれ以上渋滞しないよう望む。 道路網の拡充は時代遅れであり反対である。	環状4号線の共同使用承認後、早期開通に向け速やかに事業着手します。

(2) 土地所有者の意見

意見の概要	横浜市の考え方
早期返還の実現を望む。	早期返還を引き続き国に対して要請していきます。
土地の返還は必要ない。	
返還に関する情報が少ないので市は適時適切な情報提供を行ってほしい。	基地に関する情報や取組は、ホームページや広報誌「横浜市と米軍基地」などで紹介しています。今後も市民の方々に分かりやすい広報を心がけていきます。
農業振興（農地基盤整備など）を図ってほしい。	
跡地利用は国有地と民有地の格差をつけない。民間土地所有者と区民の意見の不一致をなくすよう話し合いを進めたい。	跡地利用は国有地と民有地を一体的に検討していく必要があります。そのため、当面は農業の振興などに向けた地区全体の土地利用のあり方について民間土地所有者を中心に検討を進めます。
農業後継者がいないため、返還後は自由な土地活用ができるることを望む。	そのうえで、国の意向、地元の意見・要望等も踏まえながら跡地利用の検討を進めます。
旧軍施設や土壤の調査を返還前に実施することを望む。	
国有地での耕作者の対策を進めてほしい。	提供中及び返還にあたり、適切な対応が図られるよう国に対して要請を行っていきます。
安全対策のため警察・米軍の定期パトロールの実施を行ってほしい。	

(3) 施設内利用者（野球場）の意見

意見の概要	横浜市の考え方
子供達の育成、野球観戦、地域住民交流のため野球場の存続を求める。	米軍施設返還跡地利用指針（平成18年度策定）に基づき「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」の形成を目指しています。
野球場は、不足する硬式野球場としての存続を望む。	
利用者が市と協力して野球場の管理を行い、より良い環境づくりを進めたい。	今後、いただいたご意見も参考にしながら跡地利用の検討を進めていきます。

5 根岸住宅地区

(1) 一般市民・近隣住民の意見

意見の概要	横浜市の考え方
早く返還してほしい。	早期返還を引き続き国に対して要請していきます。
災害時に施設内に広域避難場所として円滑に避難できるようにしてほしい。	返還前においても防災等への協力について、国や米軍に要請していきます。
返還後は地域の住民や街並みと調和できる開発を望む。	米軍施設返還跡地利用指針（平成18年度策定）では、特色ある現環境の活用、根岸森林公园との一体利用、周辺市街地の都市機能改善への寄与を図ることとしています。
跡地利用計画は民間土地所有者任せにせず、市民意見も募ってほしい。	当面は民間土地所有者等と返還・跡地利用の課題を共有し、まちづくり検討を進めています。
隣接する根岸森林公园と一体的な利用を望む。	また国の意向、地元の意見・要望等も踏まえながら検討を進めます。
地区内だけでなく、周囲の交通網整備も合わせて検討すべきである。	
市民ニーズの高い施設（高齢者施設、スポーツ施設、教育施設、商業施設など）を導入してほしい。	

(2) 土地所有者の意見

意見の概要	横浜市の考え方
接收を受け生活苦を強いられてきた地権者らに不利にならないような取組を求める。	当面は民間土地所有者等によるまちづくり協議会の設立を支援するとともに、民間土地所有者等と返還・跡地利用の課題を共有し、まちづくり検討を進めています。
良好な現環境を維持するため適切な規制の実施を求める。	
地権者本位の跡地利用計画を推進すべきである。	

6 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地

(1) 一般市民・近隣住民の意見

意見の概要	横浜市の考え方
飛び地を解消してほしい。	早期返還を引き続き国に対して要請していきます。
米軍人等による六浦駅周辺の環境悪化が心配。	米軍人等による迷惑行為を防止するため、教育・研修など対策を講じるよう引き続き、国に対して要請していきます。
当地区に導入する福祉増進の具体化を望む。	住宅建設の対策と併せて具体化の方策を検討していきます。
池子の森を残す最大限の努力をしてほしい。森林破壊に憤りを感じる。	池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の住宅建設に当たっては、自然環境・緑の保全に努めるよう、引き続き、国に対して要請していきます。

7 その他の意見

意見の概要	横浜市の考え方
米軍が使用していないとみられる施設の早期返還の推進を求める。	市内米軍施設の早期全面返還を引き続き国に対して要請していきます。
横浜ノース・ドックの早期全面返還を進めるべきである。	
新たな住宅の建設には反対である。	
国防上基地存続は必要である。	
跡地は市民全員の財産。地権者や周辺住民偏重の姿勢を改めるべきである。	米軍施設跡地は貴重な空間資源として地域・広域の環境再生を図ることを目標に取組んでおり、国や民間土地所有者の理解と協力を得つつ、地元や市民の意見・要望等をお聞きしながら跡地利用の具体化を進めます。
市民ニーズの高い大規模用地の活用方法（子ども・高齢者関連施設や墓地など）を検討してほしい。	
食の育成・保存・流通などのサポートや農業工場の設置など農業振興と雇用の創出を図ってほしい。	

意見の概要	横浜市の考え方
市民への基地の状況に関する情報開示に努めるべきである。	基地の状況などの情報については、ホームページや広報誌「横浜市と米軍基地」などでお知らせしています。今後も市民の方々にわかりやすい広報を心がけていきます。
市の財政状況に見合った将来計画を望む。	米軍施設跡地は、大規模な空間資源として地域・広域のために有効活用を図るべきであり、国に国有地の利用や事業実施において最大限の協力を求めていくとともに、PFI / PPPを含む公民協働整備手法の積極的な活用や持続可能な管理運営を検討していきます。
各目標の達成年次を明確にし、スピード感をもって取り組んでほしい。	米軍施設が、市民生活や都市づくりの支障となっているため、引き続き、様々な機会を通じて国に対して早期全面返還を要請します。また、本行動計画において概ね4～5年後を当面の目標に設定し、今後の行動プロセスを明確にしながら今後の取組を推進します。

横浜市都市経営局基地対策課

平成23年3月発行

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045(671)2168 FAX 045(663)2318

<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/kichitaisaku/>

